

資料1

第11回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善 熊本県地方協議会」

トラック運送業界をとりまく最近の状況と 中央における輸送品目別懇談会の検討について

令和元年10月28日(月)



国土交通省 九州運輸局 自動車交通部 貨物課

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



九州運輸局

「運輸と観光で九州の元気を創ります」

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要 ー長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセルー

～「運び方改革」と3 A（安全・安心・安定）労働の実現に向けた88施策～

自動車の運転業務への罰則付きの時間外労働の上限規制の導入（2024年4月予定）に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

I. 長時間労働是正の環境整備

「★」を付した施策は、「直ちに取り組む施策」
（2017年8月）以降の追加施策

（１）労働生産性の向上

①輸送効率の向上 【警・農・経・国・環】

- ・輸送分野別の取組の強化★
- ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
- ・トラック予約受付システムの導入促進（荷待ち時間短縮）
- ・機械荷役への転換促進（荷役時間短縮）
- ・高速道路の有効活用（走行時間短縮）
- ・宅配ボックスの普及促進（再配達削減）
- ・ダブル連結トラックの導入促進（車両の大型化）

②潜在需要の喚起による収入増加 【国】

- ・インバウンド需要の取り込み★
- ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入

③運転以外の業務も効率化 【国】

- ・IT点呼の更なる導入拡大★

（２）多様な人材の確保・育成

①働きやすい環境の整備 【厚・農・国】

- ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
- ・中継輸送の普及促進（泊まり勤務を日帰り勤務に）
- ・機械荷役への転換促進（力仕事からの解放）（再掲）

②運転者の確保 【警・厚・国】

- ・第二種免許制度の在り方についての検討
- ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

（３）取引環境の適正化

①荷主・元請等の協力の確保 【厚・農・経・国】

・「ホワイト物流」推進運動★

- ・輸送分野別の取組の強化★（再掲）
- ・引越運送における人手不足対策の推進★

②運賃・料金の適正収受 【国】

- ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
- ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

①「働き方改革の実現に向けた
アクションプラン」の実現支援【国】
事業者団体による取組を支援

②ホワイト経営の「見える化」【国】
ホワイト経営に取り組む事業者の
認証制度の創設

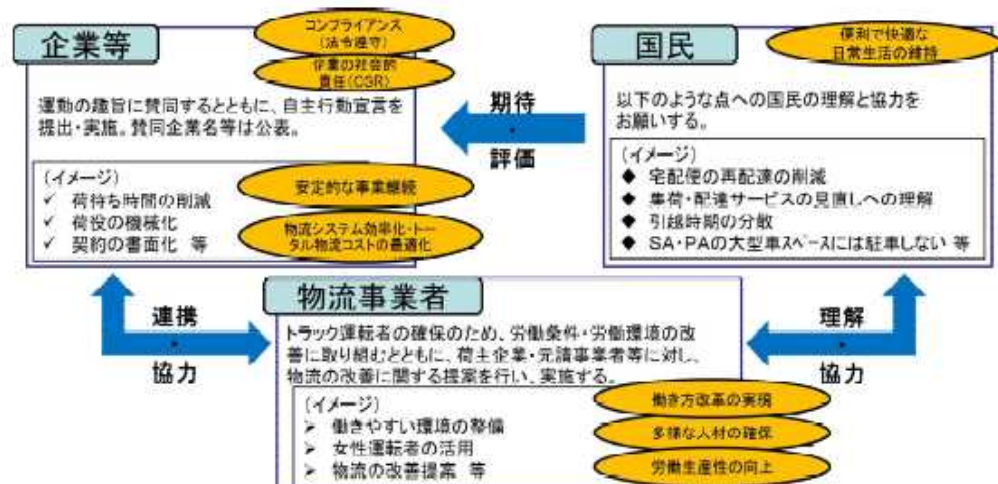
③労働時間管理の適正化の促進【国】
ICTを活用した運行管理の普及方策の
検討・実施★

④行政処分の強化【国】
新処分基準による行政処分の実施

ホワイト物流推進運動の概要

- 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、
 - ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
 - ②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、「よりホワイト」な労働環境の実現
 に取り組む「ホワイト物流」推進運動を関係者が連携して強力に推進。

推進運動のイメージ



「ホワイト物流」推進会議の構成員

「ホワイト物流」推進運動の推進体制として、有識者、荷主や物流事業者の関係団体、労働組合から構成される「ホワイト物流」推進会議を設置。

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)
 齋藤 実 神奈川大学経済学部教授
 高岡 美佳 立教大学経営学部教授

(関係団体)

日本経済団体連合会
 日本商工会議所
 全国農業協同組合中央会
 日本農業法人協会
 日本ロジスティクスシステム協会
 全日本トラック協会
 日本物流団体連合会

(労働組合)

交運労協
 運輸労連
 交通労連

(事務局)

国土交通省(主管)
 農林水産省
 経済産業省
 全日本トラック協会

推進運動の経緯

平成30年 5月30日:自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議
 政府行動計画の決定(「ホワイト物流」推進運動は重点施策)
 12月14日:第1回「ホワイト」物流推進会議(推進方針を決定)
 平成31年 2月20日:トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会
 (詳細な呼び掛け内容等を決定)
 3月:賛同企業の募集開始、上場会社等に参加要請文を送付

「ホワイト物流」推進運動の主な取組状況

ポータルサイトの開設（4月～）



- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知
- 自主行動宣言の受付、賛同企業の公表
- 今後、動画の掲載等、内容の充実を図る予定

政府広報（随時）



「徳光 & 木佐の知
りたいニッポン！」
(BS・TBS)
6月2日・9日
放送

- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知

説明会・講演会・セミナー（4月～）



アジア・シームレス物流
フォーラム2019東京
パネルディスカッション
「ホワイト物流」

- 全都道府県での説明会、日本商工会議所等の団体での説明会・講演会等を実施
- 10月～、全国10カ所で、事業者の取組事例を紹介するセミナーを開催予定（九州は福岡での開催予定）

自主行動宣言

- 平成31年3月末、上場会社等（約6,300社）に参加要請文を送付



- 4月以降、約550社を超える企業が自主行動宣言を提出

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して収受

＝「運賃」：運送の対価 「料金」：運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例：過労運転、過積載等)

→ **荷主の理解・協力**のもとで**働き方改革・法令遵守**を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、**荷主の配慮義務**を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

トラック事業における働き方改革の推進

令和2年度概算要求: 200百万円(155百万円)

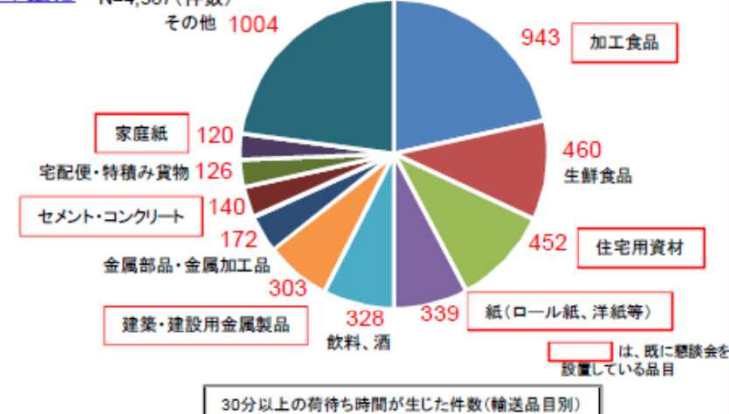
- トラック運送事業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な課題。
- このため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等に資する事業を実施し、働き方改革による労働条件改善を推進する。

<事業概要>

- トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証が不可欠。
- ① 荷待ち件数が特に多い分野で設置した輸送品目別懇談会(加工食品、建設資材、紙・パルプ)において得られた改善策や好事例を全国に展開するとともに、必要に応じて引き続き、課題解決のための検討・検証を実施。
- ② メーカー(製)、中間流通・卸(配)、小売(販)のサプライチェーン全体での生産性向上が求められるその他の輸送品目についても、課題把握や改善策の検討・検証を実施。
- ③ 地方においても協議会等を活用し、各地方の実態を踏まえた改善策を検討・検証するとともに、改善策や好事例の普及・浸透を図る。

①輸送品目別の取組の強化

N=4,387(件数)



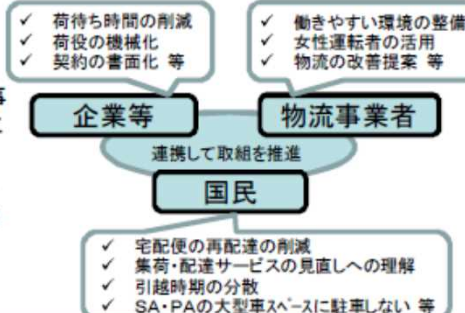
②「ホワイト物流」推進運動の展開

<事業概要>

- 深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力に推進。

(具体的な取組内容)

- 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等による展開
- 荷主等に対する「ホワイト物流」推進運動の参加に向けた呼びかけ
- ポータルサイトの運営 等

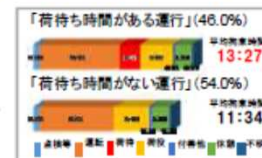


③長時間労働の是正に向けた調査事業

<事業概要>

- トラック運送事業の実態調査(荷待ち・荷役・労働時間など)

- ドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにするためには、長時間の荷待ち等を発生させないことが重要。
- デジタルタコグラフの荷待ち記録のブロープデータを用いて荷待ちが多く発生している地域を推定
- 令和元年6月から乗務記録への記載が義務付けられた荷役作業時間等の状況を把握するための調査を実施



1運行あたりの荷待ち時間の分布



- 生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業

飲料配送について

これまでの取組

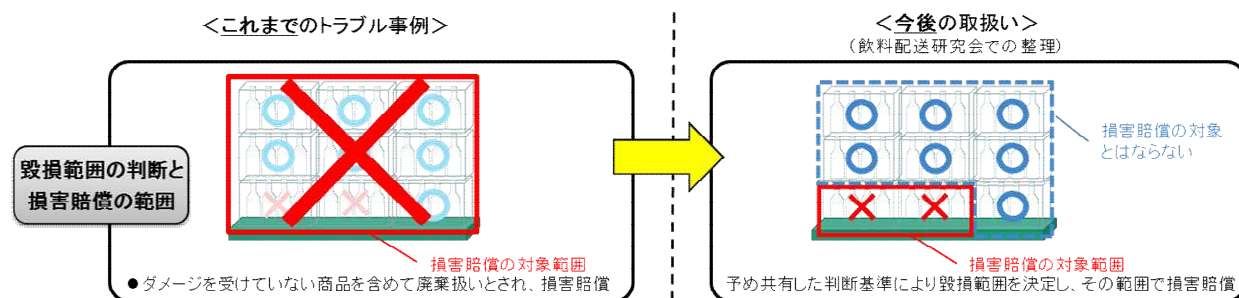
【課題・背景】

飲料配送中に荷崩れ等が発生し、貨物に毀損が生じた場合、毀損が生じていないものを含めて運送事業者が損害賠償を求められるなど、飲料配送に関わる関係者間でトラブル等が発生。

【取組概要】

- 飲料配送研究会における議論を踏まえ、「飲料配送研究会報告書」をとりまとめ（R1.7.26）。
- 国土交通省自動車局では、運送事業者が使用する「標準貨物自動車運送約款」における飲料配送に係る取扱いを明確にするための「適用細則」を定め、運送事業者等へ通知（同上）。

上記報告書及び適用細則において、例えば以下のように、貨物の毀損に係る損害賠償は当該毀損の範囲内で発生することが基本であること等を明確化。



今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。

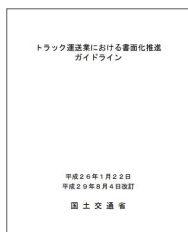
- ① 運送事業者や荷主等（※）により構成される協議会におけるフォローアップ（年2回）
 - ⇒ 本年9月に協議会を開催した上で、秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査を実施。
 - ⇒ 来年1・2月頃に再度協議会を開催し、調査結果を踏まえ、更なる浸透を図る。
- ② 経産省、農水省、国税庁と連携し、荷主を集めた説明会等における周知
 - ⇒ 本年9月以降全国10ブロックで実施 → 発・着荷主双方に対して丁寧に説明
- ③ 経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

- ※ 協議会の構成（抄）
- ・ 全ト協副会長
 - ・ 経団連産業政策本部長
 - ・ 日商産業政策第二部長
 - ・ 連合総合政策局長
 - ・ 学識経験者
 - ・ 経産省・農水省など関係局長

トラック運送業の取引の適正化について

これまでの取組

「トラック運送業における 書面化推進ガイドライン」 【H26.1策定】



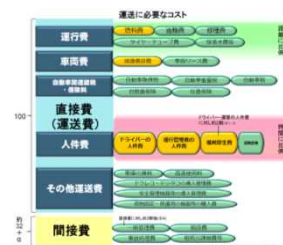
⇒ 契約の書面化を推進し、適正な運賃・料金収受を促進

「標準貨物自動車運送約款」 の改正 【H29.11施行】



⇒ 「待機時間料」等を料金として規定

「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」【H30.12策定】



⇒ 運送に必要なコストを示し、運送事業者・荷主の共通理解を醸成

「貨物自動車輸送安全規則」 の改正 【H29.7, R1.6施行】



⇒ 荷待ち時間や附帯業務を「乗務記録」の記載対象に

「ホワイト物流」推進運動の展開 【H30.12〜】



⇒ 荷主、一般国民向けに輸送の効率化等と呼びかけ

- 真荷主に対して契約を書面化した者： **約80%**
- 改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者： **約83%**
- 約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者： **約50%**
- 「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主： **約550者**

今後の取組

- ✓ これまでも運送事業者向けの説明会等の場を活用して上記施策の周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより運送事業者・荷主双方に対する施策の浸透を図る。

① 運送事業者や荷主等（※）により構成される協議会におけるフォローアップ（年2回）

- ⇒ **本年10月に協議会を開催**した上で、**秋頃に書面化の浸透状況等に係る調査**を実施。
- ⇒ **来年1・2月頃に再度協議会を開催**し、調査結果を踏まえ、**更なる浸透**を図る。

② 経産省、農水省と連携し、荷主を集めた説明会等における周知

- ⇒ **本年10月以降全国10ブロックで実施**

③ 経産省、農水省の各局長等の定期的な情報共有・意見交換会の開催

※ 協議会の構成（抄）

- ・ 全ト協副会長
- ・ 経団連産業政策本部長
- ・ 日商産業政策第二部長
- ・ 連合総合政策局長
- ・ 学識経験者
- ・ 経産省・農水省など関係局長

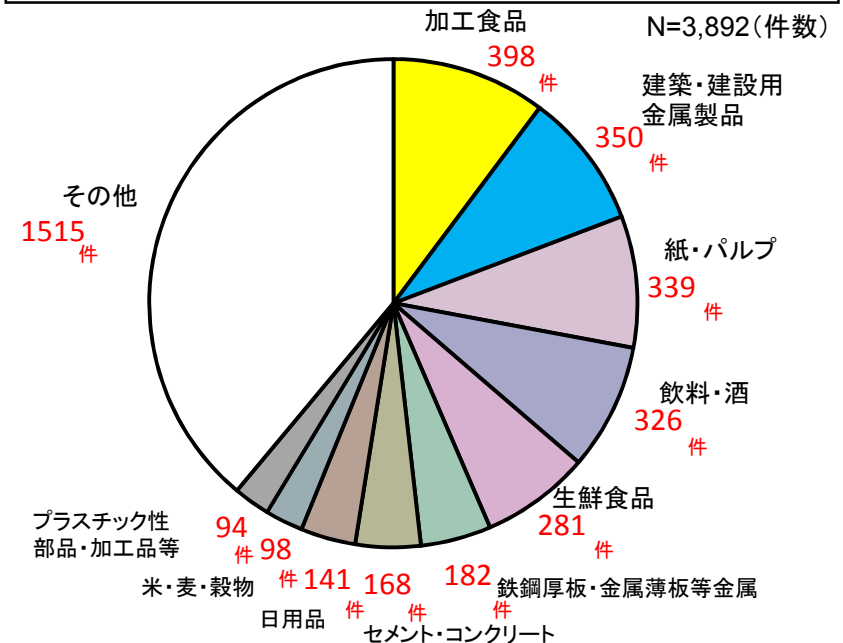
荷待ち時間が特に長い輸送分野等における取組み

- 他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあるトラック運送業の将来の担い手を確保するためには、荷主等の理解・協力なども得つつ、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていく必要がある。
- 一方、輸送品目によって輸送等の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待ち件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図るとともに、各都道府県ごとに発着荷主及び運送事業者が参画して長時間労働の改善を図るために実施したパイロット事業のノウハウの展開等を行う。

検討事項のイメージ

- ・現在生じている課題についての関係者間の認識の共通化
- ・輸送品目ごとのサプライチェーン全体における生産性向上等に関する課題の抽出
- ・改善策について、パイロット事業により得られたノウハウも活用しつつ関係者間で検討・検証
- ・改善策についての展開・浸透

30分以上の荷待ち時間が生じた件数(輸送品目別)



① 紙・パルプ物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。
- パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- 平成29年7月に実施した荷待ち時間の調査において、紙・パルプ関係が件数が多かったことも踏まえ、紙・パルプにおける物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。
- 関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「紙・パルプ物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

洋紙・板紙分野

矢野 裕児	流通経済大学教授(座長)
伊藤 洋一	日本製紙連合会物流委員会委員長
有坂 直樹	日本洋紙代理店会連合会物流委員会委員長
難波 睦雄	日本板紙代理店会連合会白板紙部会長
井元 伸哉	(株)竹尾 執行役員
小澤 典由	日本印刷産業連合会 常務理事
佐藤 行伸	西日本段ボール工業組合 専務理事
森實 光博	レンゴーロジスティクス(株)代表取締役社長
上野 正人	JPTransポートサービス(株)代表取締役社長
中島 義弘	王子陸運(株) 代表取締役社長
星野 良浩	(株)青和トラフィック 執行役員
近野 裕之	平田倉庫(株) 常務取締役東京支店長
松崎 宏則	全日本トラック協会 常務理事

※第1回懇談会を平成30年12月6日、
第2回懇談会を平成31年2月27日、
第3回懇談会を令和元年6月25日に開催

家庭紙分野

矢野 裕児	流通経済大学教授(座長)
今枝 英治	全国家庭紙同業会連合会理事長
林 廣文	日本家庭紙工業会会長
藤原 愛三	全国化粧品日用品卸連合会 専務理事
西井 勝己	(株)浅井 取締役配送システム事業部長
松崎 宏則	全日本トラック協会 常務理事

※第1回懇談会を平成30年12月13日、
第2回懇談会を平成31年2月28日、
第3回懇談会を令和元年6月25日に開催

【行政】

黒澤 朗	厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
湯本 啓市	経済産業省製造産業局素材産業課長
飯塚 秋成	国土交通省総合政策局物流政策課長
中井 智洋	国土交通省大臣官房参事官(物流産業)
伊地知英己	国土交通省自動車局貨物課長

②加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。
- パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- 平成29年7月に実施した荷待ち時間の調査において、加工食品関係が件数が最も多かったことも踏まえ、加工食品における物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。
- 関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

矢野 裕児 流通経済大学教授（座長）
 堀尾 仁 味の素株式会社理事 食品事業本部 物流企画部長
 小谷 光司 三菱食品株式会社ロジスティクス本部
 戦略オフィス室長
 鷲野 博昭 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
 物流部 副総括マネージャー
 戸川 晋一 株式会社ヤオコー取締役情報システム部長
 兼ロジスティクス推進部長
 城内 康秀 一般社団法人日本スーパーマーケット協会
 事務局長兼管理部長
 北條 英 日本ロジスティクスシステム協会
 JILS総合研究所 ロジスティクス環境推進センター
 センター長
 西願 廣行 日本冷蔵倉庫協会副会長
 飯原 正浩 株式会社丸和運輸機関常務執行役員
 坂本 隆志 全日本トラック協会食料品部会 部会長
 山内 正彦 全日本トラック協会 審議役

【行政】

黒澤 朗 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
 福井 逸人 農林水産省食料産業局食品流通課長
 東野 昭浩 農林水産省食料産業局食品製造課長
 内田 隆 経済産業省商務・サービスグループ
 消費・流通政策課物流企画室長
 飯塚 秋成 国土交通省総合政策局物流政策課長
 中井 智洋 国土交通省大臣官房参事官（物流産業）
 伊地知英己 国土交通省自動車局貨物課長

※第1回懇談会を平成30年6月29日、
 第2回懇談会を平成30年12月13日、
 第3回懇談会を平成31年3月25日
 第4回懇談会を令和元年7月3日に開催

③建設資材物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会について

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会において、平成28年度から平成29年度にかけて、発着荷主及び運送事業者が一体となって長時間労働の改善に取り組むパイロット事業を実施。
- パイロット事業では、様々な輸送品目について取組を行ってきたが、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、関係者が連携して課題解決を図っていく上では、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- 平成29年7月に実施した荷待ち時間の調査において、建設資材関係が件数が多かったことも踏まえ、建設資材における物流に関係する幅広い関係者からなる懇談会を設置。
- 関係者間で存在する課題についての意識共有やパイロット事業等のノウハウ等の共有及び取組の展開を図り、トラックドライバーの労働時間の改善・サプライチェーン全体における効率化を図る。

「建設資材物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」委員

矢野 裕児 流通経済大学教授(座長)
 奥田慶一郎 日本建材・住宅設備産業協会専務理事
 中野 優 日本建設業連合会建築生産委員会施工部会副部会長
 後藤 隆之 日本建設業連合会公共工事委員会生産性向上部会長
 山崎 晃生 合同製鐵(株)常務執行役員
 青木富三雄 住宅生産団体連合会環境・安全部長
 外谷 隆夫 ホームエコ・ロジスティクス(株)
 鎮目 隆雄 (株)フコックス代表取締役社長
 関 一也 (株)関商運輸 常務取締役
 松崎 宏則 全日本トラック協会 常務理事

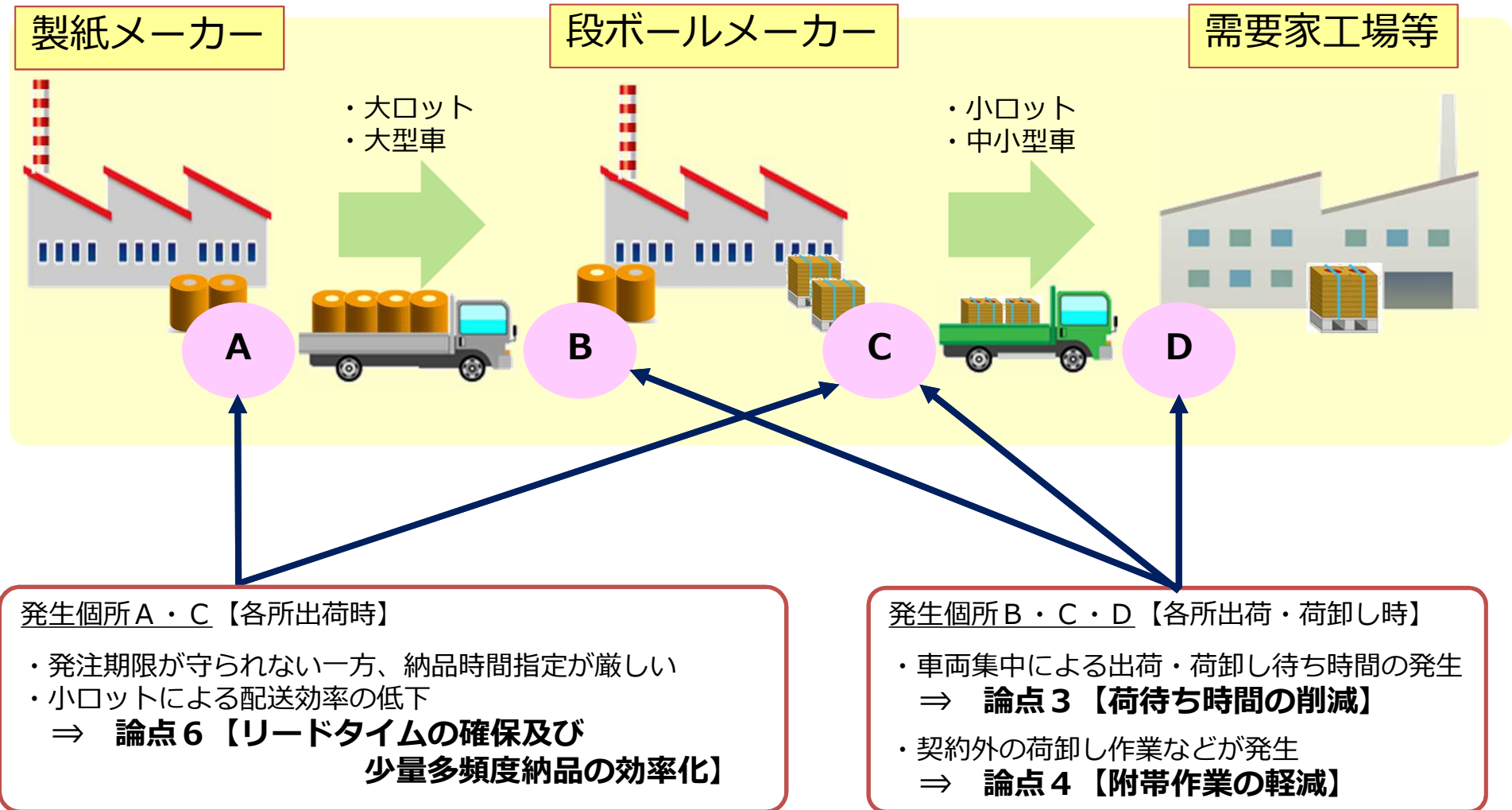
【行政】

黒澤 朗 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
 縄田 俊之 経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室長
 飯塚 秋成 国土交通省総合政策局物流政策課長
 中井 智洋 国土交通省大臣官房参事官(物流産業)
 高橋 謙司 国土交通省土地・建設産業局建設業課長
 長谷川貴彦 国土交通省住宅局住宅生産課長
 伊地知英己 国土交通省自動車局貨物課長

※第1回懇談会を平成30年12月21日、
 分科会(戸建・集合住宅)を平成31年3月27日、
 第2回懇談会を令和元年7月8日に開催

紙・パルプ物流(段ボール分野)の課題の発生個所

※議論の便宜上、網羅的な図とはしていない



論点3: 荷待ち時間の削減

【現状・課題】

- 午前中の納品が多いため、同じ時間帯にトラックが集中する。
 - 帰り荷がある場合、午前に納品、午後に帰り荷の受け取りとなっていることが多い。
 - 倉庫においては、出庫を優先し、その後に入庫となることが多いため、入庫のトラックに待機が発生している。
- ⇒ 限られた荷役スペースに多くのトラックが集中することにより、荷待ち時間が発生している。
- ⇒ 少しでも早く荷卸ししたいドライバーが、指定時間よりも早く荷卸し場所付近で待機する状態が荷待ち時間の長時間化につながっている。

【課題解決の方向性】

- 例えば、荷役スペースの予約受付システムの導入により、指定時間よりも早く来て待機するという現状を解決するなど、荷待ち時間の削減を図ることができるのではないか。
- トラック事業者の事情も考慮した入庫ルールとすることが望ましいのではないか。

【今年度の実施事項：**予約受付システムの導入促進** 等】

- 荷役スペースの予約受付システムを実際に導入している事例のヒアリングや、実用化されている同種のシステム・サービス等の試行等を行い、導入に当たってのノウハウや課題等について検討・整理する。
- 予約受付システムその他、例えば、定期的に納品するトラックについては一定期間同じ時間帯に入庫できるようにするなど、トラック事業者の事情も考慮して入庫ルールを定めている事例をヒアリング等により調査する。

論点4: 附帯作業の軽減

【現状・課題】

- 日本製紙連合会が平成27年9月に実施した調査によると、附帯作業がある直納先のうち約45%が印刷・製本、約26%が段ボールで、荷卸し（リフト操作、マット卸し）やラベル貼り等だった。[→次ページの詳細参照](#)
 - 附帯作業の中には特殊なものや、巻取のマット卸しなどの危険な荷役もある。
 - 着荷主側での荷役作業を待つくらいなら、自分でやった方が早いというドライバーの自主的な判断で附帯作業を行っている場合もある。
- ⇒ 「車上渡し」が原則であるが、長年の慣習の中で契約外でドライバーが附帯作業を行っている。
- ⇒ 一方、着荷主の中には、ドライバーが附帯作業を行うことを前提とした人員体制（例：リフトの資格を保有する人材がいない等）で、ドライバーが附帯作業を行わなければ事業が成り立たない着荷主もいる。

【課題解決の方向性】

- 「車上渡し」が原則。
- 着荷主側での受入態勢等の事情により、ドライバーが附帯作業を行わざるを得ない場合は、当該作業の内容を契約上明確にし、料金を収受することを徹底すべき。

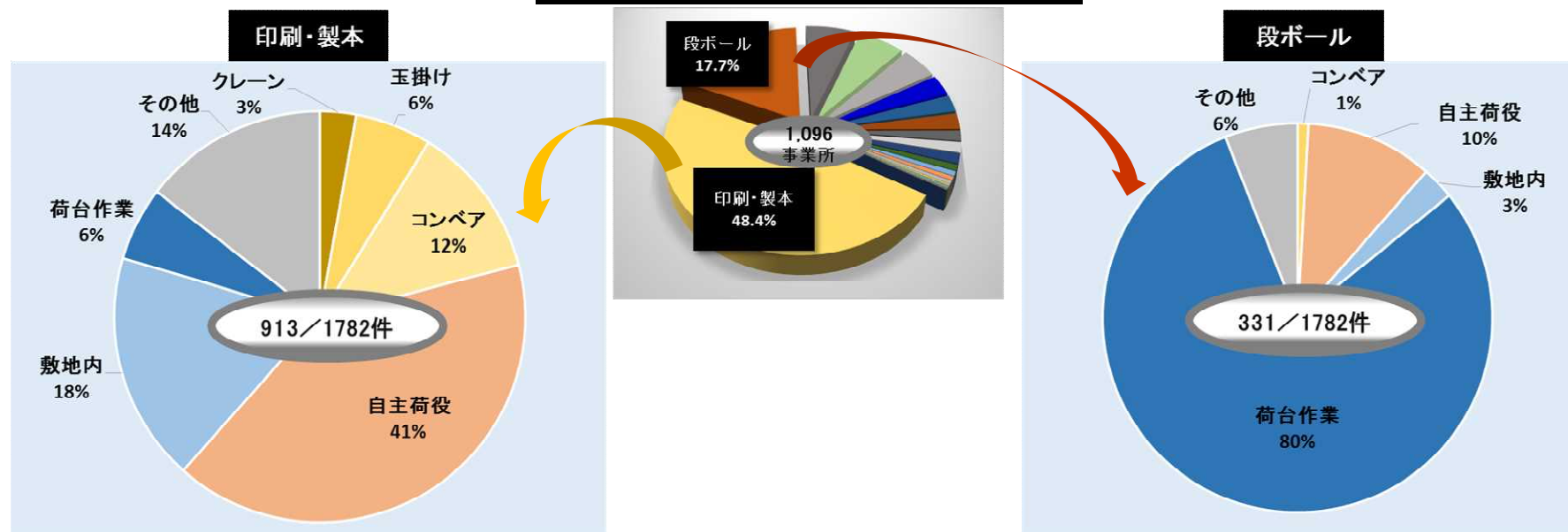
【今年度の実施事項：附帯作業に係る実態調査、優良事例の調査検討等】

- 附帯作業の発生箇所、作業内容等について実態調査を行い、必要性や効率化方策の検討を行う。
- 「車上渡し」や、契約を交わし料金を収受して附帯作業を実施している事例についてヒアリングを実施し、附帯作業に関し、荷主との交渉・契約等を行うにあたってのノウハウや課題等を検討・整理する。

論点4: 附帯作業の軽減(業種別の作業割合と内容)

出典: 荷役作業に関する調査結果
(平成27年9月14日 日本製紙連合会物流委員会)

附帯作業を実施している事業所の業種別割合



作業項目	作業内容	作業項目	作業内容
自主荷役	リフト操作、マット卸ろし	荷台作業	・ラベル貼り／レッテル貼り／記入作業／バーコード読み取り／紙管にラベルを入れてテープ貼り／ICタグ挿入
	・4t車で敷地内へ入構は無理なために、少し離れた場所へ車両を駐車してフォークリフトで取りに行き作業をする。 ・大通りに停めて狭い場所への段重ね荷降ろし。駐禁の取り締まりが多い。 ・車の通りが激しく道路で降ろす。店まで100m位運ぶ ・道幅が狭く、車両を少し離れた場所へ駐車してフォークリフトにて作業をして公道を走行する。狭い場所にあるため 先客がいると交通渋滞になる。		・チョークでの胴面への記入及び鏡面へのシール貼作業。 ・ICタグ紙管内挿入。 ・原紙への銘柄・寸法・坪量等記入。 ・貼付バーコードをドライバーがユーザーのパソコンで作成。 ・先方のラベルにロット番号を書き胴面に貼る。別紙にロット番号を書く。 ・スプレー作業(色付け)。
	・公道にて荷降ろし。フォークのブレーキがあまり利かない。歩道をまたぐので、非常に危険。 ・交差点近くで交通量が非常に多い中、ドライバー降ろしである。また爪が長く段差もあり危険。 ・1本レバーのフォークで扱いにくい。構内舗装悪い。2段積みをさせられる。 ・重い平判はフォークの後輪が浮いて危ない(ウエイトが軽い)。		

論点6:リードタイムの確保及び少量多頻度納品の効率化(段ボール)

【現状・課題】

- 段ボールメーカーでは、もともと設定していた発注期限が、業界内の過度なサービス競争などによりなし崩し的に守られなくなっている。また、これにより、製紙メーカー側でも、段ボールメーカーからの発注が遅くなっている。
 - 平常時は十分なリードタイムをもって発注している需要家でも、生産ラインのトラブルや天候等による予期せぬ増産時に、超短納期（例：前日の午後に発注し、翌日午前中に納品）が発生することがある。
 - 段ボールは嵩張るため、保管スペースの問題から段ボールメーカーや需要家において原紙や段ボールの在庫を持たないことが多い。
- ⇒ 見込み配車によるトラックドライバーの待機時間が発生するとともに、注文確定から納品期限までが短いので、例えば他の荷主への荷物と積み合わせるといった調整ができず、低積載率の状態で輸送しなければならない。

【課題解決策の方向性】

- 需要家側の生産計画及び段ボール需要の見込みに関する情報を共有することにより、十分なリードタイムを確保できるのではないか。
- 十分なリードタイムの確保することで、共同輸送を行うなどロットを大型化し、積載率を上げることはできないか。
- 一方で、段ボールの需要家側で一定量の在庫を持つことができないか。

【今年度の実施事項：生産計画等の共有によるリードタイムの確保・ロットの大型化の効果検証 等】

- 需要家工場の生産計画や段ボールの需要見込みに関する情報をどのように共有すべきか、これによりリードタイムやロットがどのように改善されるか、実証実験により検証する。
- 同強度の薄型の段ボールに転換することによる需要家での在庫の可能性について、ヒアリング調査等を実施する。

今年度の懇談会(紙・パルプ)の進め方

1. 今年度のアウトプットのイメージ

- ドライバー不足が深刻化する中、国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、懇談会での議論や実証実験等の結果を踏まえ、紙・パルプ分野のサプライチェーン全体での物流改善に向けた取組を促進していくため、取組メニュー例、検討にあたっての手順・留意事項、参考となる取組事例等をまとめた『紙・パルプ分野における「ホワイト物流」推進ガイドライン』（仮称）を作成。

- ➡ ● 本ガイドラインについては、「ホワイト物流」推進運動とも連動して、紙・パルプの製造、卸売、小売、物流等のサプライチェーンの関係者に広く周知。
- 本ガイドラインを活用して、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請。

2. 検討の進め方

● 第1回懇談会（令和元年6月25日）

- ・ これまでの議論等を踏まえた現状・課題の整理
- ・ 今年度の進め方について

● 第2回懇談会（令和元年秋ごろ）

- ・ 実証実験等の実施状況の報告・共有

● 第3回懇談会（令和2年2月ごろ）

- ・ 実証実験等の結果の報告
- ・ ガイドライン（案）の提示

ガイドラインの策定

令和元年7月～

課題の内容に応じて、以下を実施

実証実験

課題解決に資すると考えられる取組みを試行的に実施し、効果等を検証する

実態調査

課題の発生箇所・発生件数等の実態を調査し、課題の「見える化」を図る

ヒアリング・アンケート

先進的な取組を行っている事業者等からのヒアリングや、消費者等に対するモニター調査等を行い、取組みに当たってのポイントや課題等を把握する

反映

今年度の懇談会(建設資材)の進め方

1. 今年度のアウトプットのイメージ

- ドライバー不足が深刻化する中、国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、懇談会での議論や実証実験等の結果を踏まえ、建設資材分野のサプライチェーン全体での物流改善に向けた取組を促進していくため、取組メニュー例、検討にあたっての手順・留意事項、参考となる取組事例等をまとめた『建設資材分野における「ホワイト物流」推進ガイドライン』（仮称）を作成。

- ➡ ●本ガイドラインについては、「ホワイト物流」推進運動とも連動して、建設資材の製造、加工、商社・卸売（小売）、物流、施工事業者等のサプライチェーンの関係者に広く周知。
- 本ガイドラインを活用して、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請。

2. 検討の進め方

●第1回懇談会（令和元年7月8日）

- これまでの議論等を踏まえた現状・課題の整理
- 今年度の進め方について

●第2回懇談会（令和元年秋ごろ）

- 実証実験等の実施状況の報告・共有

●第3回懇談会（令和2年2月ごろ）

- 実証実験等の結果の報告
- ガイドライン（案）の提示

ガイドラインの策定

令和元年7月～

課題の内容に応じて、以下を実施

実証実験

課題解決に資すると考えられる取組みを試行的に実施し、効果等を検証する

実態調査

課題の発生箇所・発生件数等の実態を調査し、課題の「見える化」を図る

ヒアリング・アンケート

先進的な取組を行っている事業者等からのヒアリングや、消費者等に対するモニター調査等を行い、取組みに当たってのポイントや課題等を把握する

反映

今年度の検討事項(加工食品)

昨年度に設置した「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(以下、「加工食品懇談会」という)」では、加工食品物流の問題点・課題として様々な意見が提示され議論を行ってきた。

平成31年3月に開催した前回懇談会においては、特に以下の4つの施策について、「ホワイト物流」推進運動なども活用しながら関係者による取組の促進を図ることとしつつ、コード類の標準化やガイドラインの整備等も含めて、引き続き検討を行うと整理。

- ・受発注条件の見直し（リードタイムの延長、事前出荷情報の提供、波動の平準化、需給調整在庫の確保）
- ・荷待時間の削減（先着順から予約制への変更、時間指定の柔軟化）
- ・荷役時間の削減（バラ積み貨物のパレット化、パレットサイズの統一、外装段ボールサイズの見直し）
- ・検品時間の削減（3分の1ルールの見直し徹底、年月日表記から年月表記への変更、
事前出荷情報の提供とQRコード等への情報の組み込み、
統一伝票や段ボールなどへの表記の標準化）

今年度の検討の進め方について

1. 本年度のアウトプットのイメージ

- ① 関係者による取組を推奨する項目のリスト等から構成される「加工食品物流における「ホワイト物流」推進ガイドライン」(仮称)及び取組の検討に役立つ情報をまとめた参考資料集を作成する。
 - 「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトで公開。
 - 加工食品の製造、卸売、小売、物流等の関係者に対し、取組の検討と「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言への反映を要請する。
 - 本ガイドラインを活用し、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請する。
- ② 今後、標準化を進めていくことが期待される事項について取りまとめる。
 - 令和2年度以降、関係団体等に対し、標準化やその検討を働き掛けていく。

2. 他の検討会等との役割分担

「持続可能な加工食品物流検討会」等の他の検討の枠組みで議論されている取組については、その検討成果を活用することなどにより、本懇談会との重複を避けることとする。

対象輸送品目ごとの課題について

- 輸送品目によって輸送の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図り、取引慣行上の課題も含めサプライチェーン全体で解決を図っていくために、発着荷主及び運送事業者が参画して長時間の労働の改善モデルの展開等を行う。

加工食品の課題

- ・発注から短期間の納品、特定日集中（小売・卸発注時、メーカー卸出荷時）⇒ 受発注条件の見直し リードタイムの確保
- ・荷積み、荷下ろし時に長時間の荷役作業発生（メーカー卸積時、卸・物流センター荷下時）⇒ 荷役時間の削減
- ・荷卸し場所や車両集中による待ち時間の発生（荷卸時）⇒ 荷待ち時間の削減
- ・業界の慣習や目視等による長時間の検品作業（荷卸時）⇒ 検品時間の削減

紙・パルプ物流の課題（洋紙・板紙）

- ・発注期限の未遵守及び納品期限の厳格（卸商出荷時）⇒ リードタイムの確保
- ・出荷、荷下ろし待ち時間の発生（工場荷下し時）⇒ 荷待ち時間の削減
- ・小ロットの配送効率の低下（卸商出荷時）⇒ 少量多頻度納品の効率化
- ・契約外の荷卸し作業発生（工場荷卸時）⇒ 付帯作業の軽減 ・特定の曜日の集中（工場出荷時）⇒ 繁閑差の平準化

紙・パルプ物流の課題（家庭紙）

- ・荷揚げ、荷下ろしの非効率（出荷時）⇒ 手積み、手卸し作業の解消 ・荷卸し待ち時間の発生（出荷時）⇒ 荷待ち時間の削減
- ・駐車禁止場所での納品（荷下時）⇒ 納品環境の改善 ・少量多頻度納品（卸出荷時）⇒ 少量多頻度納品の効率化

建設資材物流の課題

- ・荷町時間の発生（工事現場荷下時）⇒ 工場現場の進捗状況の情報共有
- ・発注期限の未遵守（メーカー等出荷時）⇒ リードタイムの確保 ・付帯作業の実施（加工工場荷下時）⇒ 付帯作業の軽減
- ・検品・仕分け作業の長時間化（倉庫荷下時）⇒ 検品・仕分け作業の効率化

新たな方策について

ご議論いただきたい内容

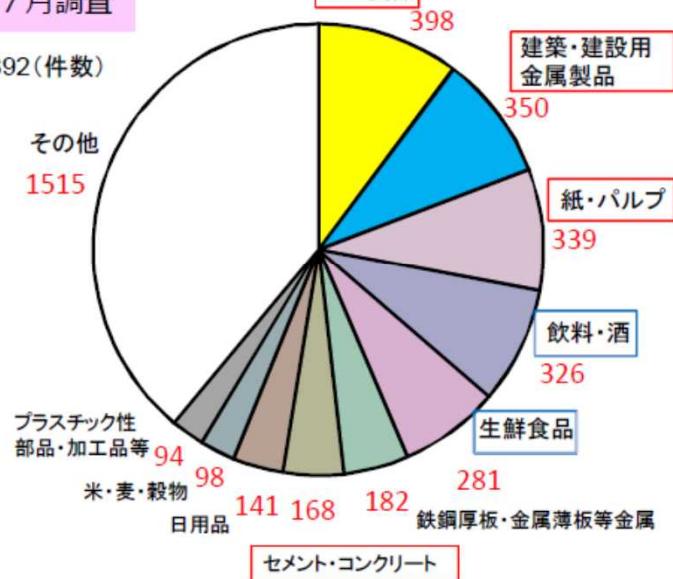
- 平成29年7月に実施した荷待ち時間実態調査において、30分以上の荷待ち時間が生じた件数が多い品目（加工食品、建設資材、紙・パルプ）について懇談会を立ち上げて、課題整理や改善策について検討を行っているところ。
- 平成30年11月に実施した荷待ち時間の実態調査では、すでに懇談会を立ち上げている加工食品、建設資材、紙・パルプの各品目については、依然として30分以上の荷待ち時間が生じた件数が多いことから、引き続き課題解決のための方策について検討・検証を実施する。
- また、上記2度の調査において、荷待ち時間が生じた件数が多かった「生鮮食品」及び「飲料、酒」について、次年度以降の「新たな方策」として懇談会を立ち上げ、課題整理や改善策の検討を実施することとしたい。

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

 は、既に懇談会を設置している品目
 は、今後懇談会設置を検討する品目

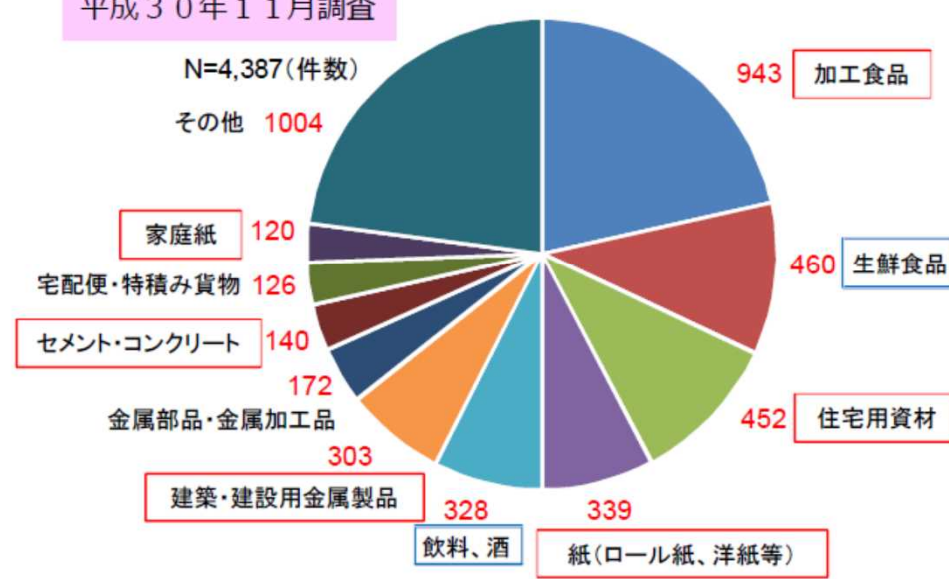
平成29年7月調査

N=3,892(件数)



平成30年11月調査

N=4,387(件数)



～物流を安定的に確保するために～(トラック運転者の労働環境改善等について)

近年、トラック運転者不足が深刻化しており、その影響により物流危機、引っ越し難民など様々な問題が出てきております。

政府の働き方改革関連法案の国会付帯決議においても、トラック運転者の労働環境改善、長時間労働の是正の必要性が指摘されています。

運送事業者と荷主との取引についてはこれまで様々な取り組みを通じて適正化を図ってきましたが、令和6年度からの時間外労働の罰則付き上限規制(年960時間)の適用に向け、取引環境の適正化のための取り組みをより一層加速させていく必要があります。

トラック運送事業者の努力だけでは働き方改革や法令遵守を進めることが困難であるため、荷主企業や消費者などみなさまのご理解とご協力が必要となってきます。

以下の各ガイドライン、リーフレット等をご覧いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

●トラック運送業における書面化推進ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf> 【PDF:850KB】

●トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf> 【PDF:3.66MB】

●トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf> 【PDF:1.80MB】

●標準貨物自動車運送約款改正リーフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001236734.pdf> 【PDF:483KB】

●荷主勧告周知リーフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf> 【PDF:2.35MB】

●運送委託者への注意喚起リーフレット(公取、中企庁との連名)

<http://www.mlit.go.jp/common/001170941.pdf> 【PDF:3.19MB】

●トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf> 【PDF:3.73MB】

●貨物自動車輸送安全規則の改正関係リーフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001292625.pdf> 【PDF:2.24MB】

<http://www.mlit.go.jp/common/001292626.pdf> 【PDF:4.17MB】

●「ホワイト物流」推進運動のご案内

<https://white-logistics-movement.jp/docs/pamphlet.pdf>
【PDF:2.62MB】

●飲料配送研究会報告書、標準運送約款適用細則

<http://www.mlit.go.jp/common/001300891.pdf> 【PDF:1.75MB】

<http://www.mlit.go.jp/common/001300895.pdf> 【PDF:409KB】

【国土交通省ホームページ(貨物自動車運送事業に関する施策)】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会について

○取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、厚生労働省、国土交通省、学識経験者、荷主、事業者等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び全都道府県に設置。

○平成28年度及び平成29年度は長時間労働削減等に向けたパイロット事業を行ったところ。

○「トラック運送業の生産性向上協議会」と合同開催。

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」委員

【学識経験者】

野尻 俊明 流通経済大学学長（座長）
齊藤 実 神奈川大学経済学部教授
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

【労働組合】

平川 則男 日本労働組合総連合会 総合政策局長
村上 陽子 日本労働組合総連合会 総合労働局長
難波 淳介 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長
山口 浩一 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長

【行政】

多田 明弘 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
高田 潔 消費者庁政策立案総括審議官
坂口 卓 厚生労働省労働基準局長
藤木 俊光 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
林 揚哲 中小企業庁事業環境部取引課長
塩川 白良 農林水産省食料産業局長
森下 哲 環境省地球環境局長
一見 勝之 国土交通省自動車局長
飯塚 秋成 国土交通省総合政策局物流政策課長
中井 智洋 国土交通省大臣官房参事官（物流産業）

【荷主】

上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会 産業政策本部長
輪島 忍 （一社）日本経済団体連合会 労働法制本部長
五十嵐克也 日本商工会議所 地域振興部長
小林 治彦 日本商工会議所 産業政策第二部長
佐久間一浩 全国中小企業団体中央会 事務局次長
橋爪 茂久 （公社）日本ロジスティクスシステム協会 専務理事
黒滝 英樹 全国農業協同組合連合会 園芸部次長
山中 邦夫 日本農業法人協会 事務局長
一柳 尚成 トヨタ自動車（株） 物流管理部長
檜山 充 三菱商事（株） ロジスティクス総括部長
浦郷 由季 （一社）全国消費者団体連絡会 事務局長

【トラック運送業】

辻 卓史 （公社）全日本トラック協会 副会長
馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会 副会長
浅井 隆 （公社）全日本トラック協会 副会長
与田 俊和 （一社）日本物流団体連合会 理事長
三苫 和彦 日本通運（株） 業務部長

※多田明弘内閣府政策統括官はトラック運送業の生産性向上協議会の委員のみ

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における 平成28年度パイロット事業（実証実験）の実施集団選定状況

○47都道府県において対象集団が決定。

○荷種の内訳は、食料品11件、農産物7件、紙・パルプ4件、建設資材3件、機械製品3件、飲料2件、鮮魚2件、繊維製品2件、工業製品2、その他11件となっており、全国で様々な荷種を扱う。

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	○	○	○	鮮魚
青森	○	○	○	農産物
岩手	○	○	—	木工製品
宮城	○	○	—	計器
秋田	○	○	—	パルプ・紙
山形	○	○	○	農産物
福島	○	○	○	農産物
茨城	○	○	—	コンクリート製品
栃木	○	○	—	食料品
群馬	○	○	—	農産物
埼玉	○	○	○	工業製品
千葉	○	○	—	食料品
東京	○	○	○	紙
神奈川	○	○	○	水道管
山梨	○	○	○	食料品
新潟	○	○	—	米菓
長野	○	○	—	食料品
富山	○	○	○	紙・パルプ
石川	○	○	—	建設資材
愛知	○	○	—	建設資材
静岡	○	○	○	フィルム・シート
	○	○	—	鮮魚
岐阜	○	○	○	食料品
三重	○	○	—	食料品

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	○	○	—	繊維製品
大阪	○	○	○	食料品
京都	○	○	○	鋼材
兵庫	○	○	—	機械製品
滋賀	○	○	○	日用品
奈良	○	○	○	機械製品
和歌山	○	○	○	建設資材
広島	○	○	○	機械部品
鳥取	○	○	○	乳製品
島根	○	○	○	フードサービス機器
岡山	○	○	—	飲料
山口	○	○	○	繊維製品
徳島	○	○	○	紙
香川	○	○	○	食料品
愛媛	○	○	○	農産物
高知	○	○	○	食料品
福岡	○	○	○	工業製品
佐賀	○	○	—	食料品
長崎	○	○	○	食料品
熊本	○	○	—	農産物
大分	○	○	—	卵
宮崎	○	○	○	農産物
鹿児島	○	○	—	鶏肉
沖縄	○	○	○	飲料・雑貨

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における 平成29年度パイロット事業（実証実験）の実施集団選定状況

○47都道府県において54対象集団が決定。

○荷種の内訳は、食料品16件、農産物8件、建設資材6件、機械製品4件、ゴム製品2件、化学品2件、その他15件であり、全国で様々な荷種を扱う。

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	○	○	○	農産物
青森	○	○	○	農産物
岩手	○	○	○	食料品
宮城	○	○	○	食料品
秋田①	○	○	○	農産物
秋田②	○	○	—	紙・パルプ
山形	○	○	○	食料品
福島①	○	○	—	ゴム製品
福島②	○	○	○	食料品
茨城	○	○	—	浴槽等
栃木	○	○	○	農機具
群馬	○	○	○	自動車部品
埼玉	○	○	—	日用品
千葉	○	○	○	建設資材
東京①	○	○	○	食料品
東京②	○	○	○	建設資材
神奈川	○	○	○	化学品
山梨	○	○	○	食料品
新潟	○	○	○	農産物
長野	○	○	○	食料品
富山	○	○	—	化学品
石川①	○	○	○	オフィス製品
石川②	○	○	—	食料品
愛知①	○	○	○	建設資材
愛知②	○	○	○	食料品
静岡	○	○	○	ゴム製品
岐阜	○	○	○	窯業品
三重①	○	○	—	建設資材
三重②	○	○	—	食料品

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	○	○	—	金属製品
大阪	○	○	○	食料品
京都	○	○	○	印刷フィルム
兵庫	○	○	○	機械製品
滋賀	○	○	○	日用品
奈良	○	○	○	建設資材
和歌山①	○	○	○	機械製品
和歌山②	○	○	○	食料品
広島	○	○	○	食料品
鳥取	○	○	○	食料品、飼料
島根	○	○	○	集荷荷物
岡山	○	○	○	機械製品
山口	○	○	○	建設資材
徳島	○	○	○	農産物
香川	○	○	○	建設資材
愛媛	○	○	○	日用品
高知	○	○	—	農産品
福岡	○	○	—	家具
佐賀	○	○	—	機械製品
長崎	○	○	—	農産物
能本	○	○	○	機械製品
大分	○	○	—	工業製品
宮崎	○	○	○	農産物
鹿児島	○	○	○	食料品
沖縄	○	○	○	食料品

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について

- トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、厚生労働省、国土交通省、学識経験者、荷主、トラック運送事業者等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。
- 荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業について、平成28年度及び29年度の2か年度にわたって47都道府県で102事業を実施。
- パイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見をガイドラインとして取りまとめ。
- 関係省庁と連携し、ガイドラインの横展開を図る。

長時間労働改善等に向けた対応例

【対応例 1】 予約受付システムの導入

【対応例 2】 パレット等の活用

【対応例 3】 荷主からの入出荷情報等の事前提供

【対応例 4】 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離

【対応例 5】 集荷先や配送先の集約

【対応例 6】 運転以外の作業部分の分離

【対応例 7】 出荷に合わせた生産・荷造り等

【対応例 8】 荷主側の施設面の改善

【対応例 9】 十分なリードタイムの確保による
安定した輸送の確保

【対応例 10】 高速道路の利用

【対応例 11】 混雑時を避けた配送

【対応例 12】 発注量の平準化

【対応例 13】 モーダルシフト

【荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン】

<http://www.mlit.go.jp/common/001260158.pdf> (国土交通省ホームページ)

令和元年度の九州におけるトラック輸送地方協議会の取り組みについて

これまでの取り組み

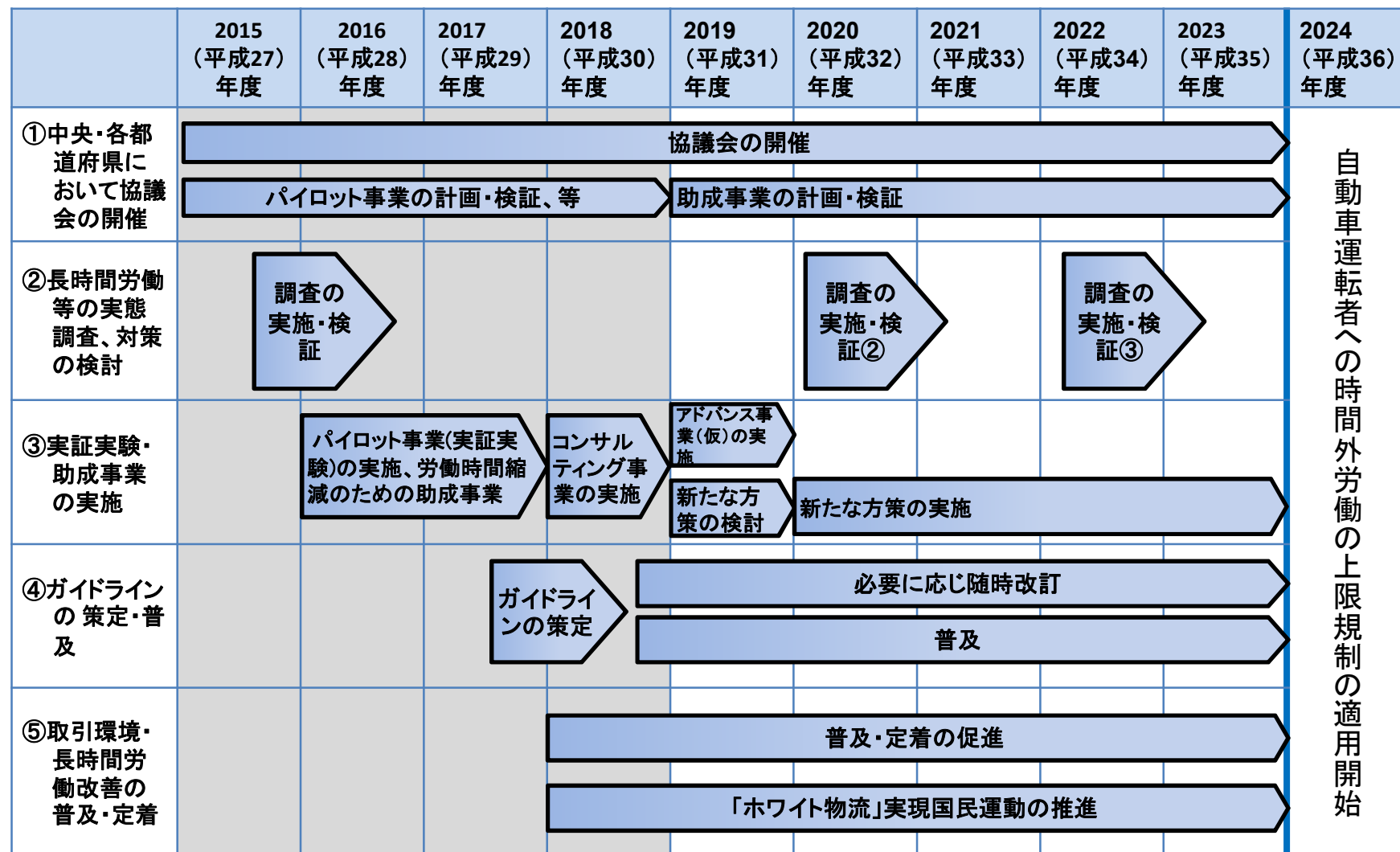
- ・平成28～29年度の2年間でパイロット事業(実証実験)を九州各県で実施し、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」に網羅した。
- ・平成30年度は、宮崎、鹿児島県に地域を限定してコンサルティング事業を実施し、リードタイム見直しや拘束時間削減の取り組みにより成果をあげた。



令和元年の実施事項（3項目）

- ①平成30から本省において実施された、特に荷待時間が長い対象輸送分野(加工食品、紙・パルプ、建設資材)別の懇談会の検討内容について周知を行う。
- ②各地方(都道府県)において、対象輸送品目の中から一つ以上のテーマを決めて課題の整理、改善策の活用等について検討を行う。
- ③対象輸送品目を基本として、サプライチェーンに関係するもの対象集団として、実態のさらなる把握・調査及び試験的な取組みを「アドバンス事業」として実施。
(各県ごと手上げ方式で、全国10件程度を選定。)

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けたロードマップ



※2023年(平成35年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ